

## 奈良県コンベンションセンターの減免制度を拡充します！ (文化芸術活動等でご利用される方の減免措置について)

このたび奈良県コンベンションセンターでは、県民が行う文化芸術活動、趣味又は教養に係る活動、まちづくりに係る活動及びボランティア活動を推進するため、施設使用料の減免措置を拡充します。  
(天平ホールの減免措置については既に実施中)

### 1 減免の対象施設・減免の額

対象施設：全ての施設（既に減免措置を実施している天平ホールを除く）

減免の額：施設使用料の半額

### 2 減免の対象となる利用

- ・利用日から3か月前までの期間に新たに利用申込を行うもの
- ・他の減免規定の適用を受けていないこと
- ・利用日が令和7年度中であること

### 3 減免の対象となる施設利用者

県内に事務所又は活動の拠点を有する個人又は団体のうち、次に該当しない者

- ・国、地方公共団体等
- ・営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする団体
- ・暴力団等又は暴力団等と関係を有する個人又は団体

### 4 減免の対象となる活動内容

- ・文化芸術活動
- ・趣味・教養に係る活動
- ・まちづくりに係る活動
- ・ボランティア活動

### 5 減免の方法

利用申込時に所定の減免申請書と事業計画書を提出

対象となる施設利用者、対象となる活動内容の例は次のページ→

## 6 対象となる施設利用者、対象となる活動内容の例

減免の対象となる施設利用者の例	
県内に 事務所・活動の拠点 を有する 個人または団体	個人
	地域団体 自治会、PTA、子ども会、老人クラブ 等
	市民活動団体 ボランティア団体、学習グループ 等
	その他 非営利団体 生活協同組合、農業協同組合、商工会 一般社団法人、一般財団法人 公益社団法人、公益財団法人 社会福祉法人、医療法人、学校法人 その他任意団体（研究会、サークル等）

減免の対象となる活動内容の例	
文化芸術活動	茶道、華道、書道、歴史文化、伝統芸能 等
趣味・教養に係る活動	音楽、読書、スポーツ、料理、手芸、言語、その他レクリエーション 等
まちづくりに係る活動	地域福祉に寄与する活動 等
ボランティア活動	手話、朗読、子育て支援ボランティア 等

## 7 その他

- ・施行日（令和7年2月15日）以降の利用申込から適用
- ・詳細は下記 HP をご確認ください

奈良県 HP

▶ <https://www.pref.nara.jp/item/319088.htm#itemid319088>

奈良県コンベンションセンターHP

▶ <https://www.nara-cc.jp/index.html>